

経 済 産 業 省

20150108商局第1号
平成27年1月16日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成27年1月16日から適用する。ただし、この通達による改正後の規定の適用については、平成28年3月17日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別表第八 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 部品及び附属品 イ～リ (略)</p> <p>ヌ 接続器 (線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。) にあっては、別表第四1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6 (1) <u>イ、ハ、ニ、ホ及びヌ</u>並びに6 (3) ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。</p> <p>(4) ～ (12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附表第一～附表第十 (略)</p>	<p>別表第八 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 部品及び附属品 イ～リ (略)</p> <p>ヌ 接続器 (線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。) にあっては、別表第四1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6 (1) <u>イ、ハ、ニ及びホ</u>並びに6 (3) ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。</p> <p>(4) ～ (12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附表第一～附表第十 (略)</p>